

「仮想個人勘定残高のお知らせ」について

2026年5月
日本ITソフトウェア企業年金基金

お知らせと利息の計算例

	2025年3月末 仮想個人勘定残高	当年度持分付与額	当年度利息付与額	2026年3月末 仮想個人勘定残高	2026年3月末 基準給与(参考)
第1年金	① 100,000	② 39,600	③ 5,344	④ 144,944	⑤ 300,000
第2年金	50,000	12,000	2,486	64,486	1,000

- ① … 昨年3月末時点の仮想個人勘定残高(個人別資産額)
- ② … 昨年4月～本年3月に増えた元本(全額事業主負担の掛金＋移換した資産額)
- ③ … 昨年4月～本年3月に増えた利息(利率4.4%)
- ④ … 本年3月末時点の仮想個人勘定残高(個人別資産額)

$$\text{①} + \text{②} + \text{③} = \text{④}$$
- ⑤ … 掛金算出の根拠となる基準給与
 - 第1基準給与 = 本年3月末時点の厚生年金の標準報酬月額
 - 第2基準給与 = 本年3月末時点の口数×1000(円)

■ 仮想個人勘定残高

- ITS基金には、「第1年金」・「第2年金」の2つの制度(掛金の算出方法)があり、事業所により ◇第1年金のみ加入 ◇第2年金のみ加入 ◇第1年金・第2年金の両方加入 というように加入状況の違いがあります。
- 「仮想個人勘定残高」とは、給付の基礎となる数値です。第1年金・第2年金それぞれに「第1仮想個人勘定残高」・「第2仮想個人勘定残高」があります。毎月事業主が基金に納付する掛金が加入者の仮想口座に持分として積み立てられ、毎年3月末に利息が付与されます。**持分と利息の合計額が「仮想個人勘定残高」となります。**

なお、掛金は全額事業主のご負担です。加入者個人のご負担はありません。

■ 持分付与額

- 全額事業主負担の標準掛金がそのまま持分として加入者個人の仮想口座に毎月積み立てられています。
- 第1標準掛金 … 第1基準給与(厚生年金の標準報酬月額) × 1.1%
(968円～7,150円)
- 第2標準掛金 … 口数 × 1,000円(1口～55口)
(1,000円～55,000円)

■ 利息付与率

- 加入中・待期中の再評価率(利息付与率)は下記の指標に基づきます。

前年1月～12月の運用資産ごとの市場平均収益率を基金の資産構成割合に応じて加重平均した複合ベンチマーク収益率から0.5%を差し引いた率
(**上限:5%*下限:0%**)

*2023年10月1日以降に加入した方の待期中の利息付与率は上限2.5%

- 直近5年間の利息付与率 (％)

2022.4 ～2023.3	2023.4 ～2024.3	2024.4 ～2025.3	2025.4 ～2026.3	2026.4 ～2027.3
5.0	0.0	3.7	4.4	3.6

2026年5月送付の「仮想個人勘定残高のお知らせ」は、4.4%の利息付与率が適用された期間についてのご案内です。

■ 利息付与の時期

- 利息は下記のタイミングで付与されます。
 - ①加入中・待期中の毎年3月末
 - ②資格喪失日の前日
 - ③繰下げの終了日
 - ④老齢給付金の受給権発生日(④は喪失事由が合併・任意脱退による場合に限る)
- 加入者期間3年以上の方が退職などにより加入者資格を喪失すると、資格喪失時または繰下げ終了時の仮想個人勘定残高に基づき、基金から一時金などの給付を受けられます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{一時金額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{第1 仮想個人勘定残高(100円未満切り上げ)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{第2 仮想個人勘定残高(100円未満切り上げ)} \\ \hline \end{array}$$

■ 利息の計算例

- 持分付与額 ※年度途中の基準給与の変更がない場合
第1年金 $300,000 \times 1.1\% \times 12 = 39,600$
第2年金 $1,000 \times 12 = 12,000$

- 第1利息
直前の利息付与日(この場合は前年3月末)における仮想個人勘定残高に付与される利息

$$A1 \times B \times C1 \div 12$$

A1 直前の利息付与日における仮想個人勘定残高

B 利息付与率(再評価率)

C1 直前の利息付与日の翌日の属する月から利息付与日の属する月までの月数

$$\text{第1年金 } 100,000 \times 4.4\% \times 12 \div 12 = \underline{4,400\text{円}}$$

■ 利息の計算例

- 第2利息
直前の利息付与日(この場合は前年3月末)以降付与された持分付与額に付与される利息

$A2 \times B \times C2 \div 12$

A2 直前の利息付与日以降、利息付与日までに付与された持分付与額

B 利息付与率(再評価率)

C2 A2の持分付与額が付与された持分付与時の属する月から利息付与日の属する月までの月数

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%
12/12	11/12	10/12	9/12	8/12	7/12	6/12	5/12	4/12	3/12	2/12	1/12
145.2	133.1	121	108.9	96.8	84.7	72.6	60.5	48.4	36.3	24.2	12.1

12ヶ月分を合計 ⇒ 943.8円

■ 利息の計算例

■ 第1利息4,400円 + 第2利息943.8円 = 5,343.8円

⇒ 5,344円 ※1円未満の端数切り上げ

※第1利息は「第1年金に付与される利息」ではありません。前年3月末時点の仮想個人勘定残高に付与される利息です。第1年金・第2年金の両方に加入している場合、仮想個人勘定残高ごとに第1利息・第2利息を計算します。

※関東ITソフトウェア厚生年金基金の分配金や他の制度の資産をITS基金に移換した(持ち込んだ)方については、移換した資産ごとに仮想個人勘定残高が設定されており、この資料の計算例では実際の利息が算出できないことがあります。

よくあるご質問と答え

Q1 退職した加入者の「お知らせ」が届きました。

A1 「お知らせ」は2026年4月27日(金)までに受け付けた届出に基づき、作成しました。当該加入者の喪失届の受付状況をITS基金届出システム「ペンション・プラス」でご確認ください。

※基準給与に関する届出は4月6日(月)までに受け付けた届出

喪失届が処理済になると、加入者期間が3年以上の方へは、喪失時の仮想個人勘定残高に基づき、基金から給付のご案内を送付します。事業所から退職した加入者へ「お知らせ」を送付する必要はありません。

よくあるご質問と答え

Q2 今年4月に入社した加入者の「お知らせ」が届いていません。

A2 「お知らせ」は2026年3月末時点の仮想個人勘定残高をご案内するものです。4月以降に加入者になった方のお知らせは作成していません。

よくあるご質問と答え

Q3 加入者期間が3年未満の者にも「お知らせ」が届きましたが、この者がすぐに退職した場合も給付が受けられるのでしょうか。

A3 ITS基金の給付を受けるには、原則として加入者期間が3年以上が必要です。退職などにより加入者資格を喪失した時点で加入者期間が3年未満の方は給付が受けられません。

ただし、他の制度の資産をITS基金に移換した方については、移換した(持ち込んだ)資産の算定基礎期間をITS基金の加入者期間と通算します。また、ITS基金の一時金を受けるために必要な期間が「3年以上」ではなく、「1ヶ月以上」となります。

よくあるご質問と答え

Q4 「2026年3月末基準給与(参考)」から算出した標準掛金の額に12を乗じ、1年分の掛金額を算出しましたが、「当年度持分付与額」と一致しません。

A4 第1年金および第2年金の変額コースでは、年2回、4月と10月に該当者に係る「基準給与変更届」の届出で基準給与が変更になることがあります。10月の「基準給与変更届」の届出で基準給与が9月以前のものから変更になっていないかご確認ください。

また、2025年4月から2026年3月までの間に他の年金制度の資産をITS基金に移換した(持ち込んだ)方については、移換した資産の額が「当年度持分付与額」に含まれています。